

37	都市整備局	東京都住宅マスタープランの推進
概要	事業	<p>東京都住宅マスタープランは、東京都住宅基本条例第17条に基づいて策定するものであり、条例に定める住宅政策の目標や基本的施策を具体化し、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画である。</p> <p>本計画は、都全域を対象としており、都民や事業者等に向けて協力と協働を求めるメッセージとなるものである。さらに、区市町村が、地域の特性に応じた区市町村住宅マスタープランを策定する際の指針となるものである。</p>
経過	これまでの	<p>東京都は、平成3年度に第一次の住宅マスタープランを策定して以来、おおむね5年ごとに改定を行いながら、都民の住生活の安定向上に向けて、時代に即した住宅政策を展開してきたところである。</p> <p>平成18年12月に全面改正した新たな住宅基本条例の下、首都・東京にふさわしい高度な防災機能を備えた居住の実現を目指し新たな「東京都住宅マスタープラン」を平成24年3月に策定した。</p>

現在の進行状況	<p>現行の「東京都住宅マスタープラン」では、施策の効果について検証を行っていくため、政策指標を設定している。</p>				
	主な政策指標		現在	目標	
	目 標 1	木造住宅密集地域の整備率		61% <small>(平成 26 年度末参考値)</small>	70% <small>(平成 32 年度)</small>
		住宅の耐震化率		83.8% <small>(平成 26 年度末推計値)</small>	95% <small>(平成 32 年度末)</small>
		住宅の省エネルギー化率		46% <small>(平成 22 年度)</small>	100% <small>(平成 32 年度)</small>
	目 標 2	高齢者向けケア付き賃貸住宅 (東京モデル 1) の数		5,056 戸 <small>(平成 24 年度)</small>	10,000 戸 <small>(平成 26 年度)</small>
		高齢者が居住する住宅の バリアフリー化率		43% <small>(平成 25 年)</small>	80% <small>(平成 32 年)</small>
	目 標 3	長期修繕計画に 基づく修繕積立 金額を設定して いる分譲マンシ ョン管理組合の 割合	ストック	32% <small>(平成 23 年度)</small>	70% <small>(平成 32 年度)</small>
			フロー	49% <small>(平成 20 年度)</small>	おおむね 100% <small>(平成 32 年度)</small>
	目 標 4	都営住宅の創出用地等における 民間活用事業の実施数		10 箇所 平成 23 年度～32 年度までの累計	
		都営住宅の創出用地等における 高齢者・障害者施設、 子育て支援施設の整備数		40 箇所 平成 23 年度～32 年度までの累計	
		公社住宅における賃貸店舗等への 生活支援施設等の募集数		20 件 平成 23 年度～32 年度までの累計	
	目 標 6	リフォーム実施率		年 2.4% <small>(平成 20 年)</small>	年 5% <small>(平成 32 年)</small>
		共同住宅の共用部分における バリアフリー化率		21% <small>(平成 25 年)</small>	30% <small>(平成 32 年)</small>
		居住用住宅取得における 既存住宅の占める割合		35% <small>(平成 20 年)</small>	50% <small>(平成 32 年)</small>
	目 標 7	新築住宅における住宅性能表示の 実施率		34.0% <small>(平成 25 年度)</small>	50% <small>(平成 32 年度)</small>
	目 標 8	新築住宅における 認定長期優良住宅の割合		5.1% <small>(平成 26 年度)</small>	20% <small>(平成 32 年度)</small>
	目 標 9	子育て世帯向け公共住宅の募集数		2 万 2 千戸 平成 23 年度～32 年度までの累計	
		最低居住面積水準未満率		8.4% <small>(平成 20 年)</small>	ほぼ解消 <small>(平成 32 年)</small>
	見 通 し の 今 後	<p>現行の東京都住宅マスタープランは、将来的な社会経済状況を見据えつつ、平成 32 年度までの 10 年間の施策の展開の方向を示すものである。</p> <p>平成 26 年 7 月に「人口減少社会に向かう中、豊かな住生活実現のための住宅政策の新たな展開について」住宅政策審議会に諮問し、28 年度の審議会答申を受け改定する予定である。</p>			
問い合わせ先	都市整備局 住宅政策推進部 住宅政策課		電話	03-5320-4913	